

令和5年度 4月期区長会報告

日 時	4月7日（金） 14:00～17:00
場 所	古賀市役所第2庁舎5階501・502・503会議室
参加者	行政区長46名 市長、副市長、教育長、各部長、智原課長、大江係長、有田業務主査、力丸
<p>進行：まちづくり推進課長（4月期は行政区長会長の選出が行われていないことから、まちづくり推進課長が進行する。）</p> <p>1. 市長挨拶</p> <p>区長の皆様にはお忙しい中、地域のために役を務めていただくこと感謝申し上げます。これまで自治会加入は当たり前だったが、加入率が低下し私自身も感じている。しかし、分別収集や防犯灯など自治会の役割は必要不可欠。市も加入率向上のため支援を行う。市政方針ご一読願う。市の全体の方向性を記載しており自治会についても記載している。</p> <p>2. 退任区長への感謝状贈呈</p> <p>退任区長21名。代表 筵内区長 藤井 正文 様（波田新筵内区長が代理受領）</p> <p>3. 委嘱書の交付及び区長名簿について</p> <p>久保区長 渋田 勝巧 様（代表交付）</p> <p>4. 市職員自己紹介及び市行政機構について</p> <p>副市長、教育長から挨拶。 各部長から挨拶と係の仕事のあらましの説明。</p> <p>5. 行政区長・行政隣組長に関することについて</p> <p>時間の関係上校区のグループで自己紹介。 行政区長・行政隣組長の市からの委嘱事務について説明。</p> <p>6. 報告事項</p> <p>担当課から説明あり</p> <p>①令和4年度福祉会活動等に対する本会支援内容の報告について 報告者：古賀市社会福祉協議会 檜山 氏より説明。 詳細は別紙のとおり。昨年同様、賛助会員制度の説明は各校区に説明させていただく。</p> <p>②古賀市公民館類似施設整備費補助金について（案内） 報告者：生涯学習推進課 地域の公民館の新築・改修は補助が出る。活用時は個別に質問いただきたい。今回のご案内は令和6年度の申請分。また、一度活用すると5年間申請できないので注意願う。詳細は別紙のとおり。分館長・分館主事会でも説明行う。</p>	

③令和5年度松くい虫防除事業（薬剤地上散布）実施について 報告者：農林振興課

1日目は花見校区エリア、2日目は西校区エリアを予定している。

詳細は別紙のとおり。

④『春季道路環境美化』実施について

報告者：建設課

詳細は別紙のとおり。なお、土砂について昨年度は草と併せてトラックに積んでいたが、今年度は土嚢袋に入れてその場に置いていただくよう取り扱いを変更。回収は後日行う。

(花鶴2丁目1区長より)

日にちは既に報告している。書類は再度出すのか？また、事故があった場合の保険は？

(回答)

回収の場所や土嚢袋の数の確認のため再度提出をお願いする。保険は要件があるが、原則、自治会活動はコミュニティ活動保険の対象。事故が発生したら速やかに報告を願う。

(花鶴2丁目3区長より)

空き家の木は入れても良いのか？

(回答)

個人宅のもの所有者に処分していただく必要があるため、入れないように注意願う。

(中央区長)

碎石など配車を希望しない場合は提出しなくても良いのか？

(回答)

状況を伺って個別に回答する。

(町川原1区長)

水路の清掃を例年行っているが、かなりの量が出る。その場に置いたままは難しいので、公民館などに移動をする必要があるか。

(回答)

個別に協議願う。

(薬王寺区長)

人的な傷害は保険の対象とのことだが、草刈り機を使用している時に石がはね付近を通行している車を傷つけた場合は？

(回答)

最終的には起こった状況で判断することになるが、過去に類似の事例で対象になっているので、基本的には対象となる。

(複数区長)

土嚢袋はすべて公民館へ持って行かないといけないのか。前回、缶なども土嚢袋に入れ公民館に集めるようにとのことだった。それと取り扱いは同じなのか。情報がたくさんあり混乱している。

(回答)

これまで仮置き場に土砂を置くことができていたが、今回から出来なくなったので今回から土砂の取り扱いを変更している。置く場所は公民館ではなくても良いが回収は後日となるので、通行の妨げにならない場所にしてほしい。なお、詳細は建設課と個別に相談いただきたい。

(花鶴丘3丁目区長)

土をあげると葉っぱや木もあるが、それも分別しないといけないのか。

(回答)

土砂の中に混ざっている葉っぱなどは分別せずにまとめて土嚢袋に入れて構わない。

⑤工事要望等について (建設課所管分)

報告者：建設課

提出期限は6月末まで。緊急性のあるものについては随時受け付けている。採択が決まれば翌年度以降の事業計画に上げる。

(古賀東区長)

今年の2月に令和5年度に実施予定と回答があった箇所も要望であげる必要があるのか？

(回答)

そちらはあげていただく必要はない。

⑥コミュニティ活動補助金について

報告者：まちづくり推進課

令和5年度の「コミュニティ活動補助金」の事業を募集する。4月22日(土)に前年度事業の報告会と令和5年度の申請の説明会を行う。申請を検討する場合は参加願いたい。詳細は別紙のとおり。

⑦令和4年度古賀市自治会統合型交付金の申請について 報告者：まちづくり推進課

提出期限は5月31日まで。詳細は別紙のとおりだが、例年と2点変更がある。

- ・新型コロナウイルス感染対策として「敬老祝賀事業での物品の配布のみ」「教養学級の学級生の人数・回数の縮小」という特例措置を設けていたが終了となる。また、変更点ではないが、校区コミュニティの交付金の活動となる事業は、補助金の2重交付になるので、補助対象の分館活動にはならないことを明文化した。
- ・夏期防犯パトロールを「巡回防犯活動」として新たなメニューに追加。分館の補助活動の対象外となるが交付金全体の額としては増額となる。

(町川原2区長)

町川原は、消防団に見回りを委託しているが、対象となるか。

(回答)

委託は対象外。ただ、地域の実情については個別に相談願う。

(中央区長)

小中学校の夏季休業期間中を含むという意味は？また、交付金と補助金の違いが分からない。

(回答)

夏休みを含むということである。交付金と補助金の違いについては個別に説明する。

担当課から説明なし

⑧公民館への『古賀市けんしんガイド』の設置とポスターの掲示について（依頼）

担当課：健康介護課

別紙のとおり。

⑨ひまわりの花いっぱいプロジェクト及びフォトコンテストについて（ご案内）

担当課：人権センター

別紙のとおり。広報4月号にも掲載している。

⑩古賀市行政区長会運営規約について

担当課：まちづくり推進課

一読願う。

⑪行政区長会互助会会則について

担当課：まちづくり推進課

慶弔規定等明記あり、一読願う。

⑫まちづくり推進課からのお知らせ

- ・令和5年度定例区長会開催予定日及び文書配布スケジュールの周知について

別紙のとおり。

- ・異動通知書の管理徹底及び同意書の取扱いについて

本人から同意が得られた異動情報を一覧にしており、情報提供している。個人情報になるので、取扱いには十分注意願う。なお、令和5年度は青のファイルに入れて配付している。令和4年度は黄色のファイルにて配布していた。こちらは後程回収する。

詳細は別紙のとおり。

（休憩10分）

7. 行政区長及び行政機関・団体への役員の選出について 報告者：まちづくり推進課

各校区で話し合いをしていただき、選出役員一覧表に記入し、提出を願う。

役員が決定した校区から写真撮影を廊下で行う。

（全校区役員決定後）第1回校区代表区長会を302会議室で開催。

（代表区長以外の区長は休憩）

8. 会長・副会長挨拶

会長、副会長2名、他校区代表区長の挨拶。

9. その他

- ・まちづくり基本条例のパンフレットについて

一読願う。

- ・海津木苑だより
一読願う。

- ・粕屋警察署だより、防犯ふくおか
一読願う。

- ・統合型交付金の令和4年度の確定通知
封筒にいれ配布しているので確認願う。なお、返還がある区は事前に渡している。

- ・5月の文書配布について
資料のとおり。

- ・次回区長会について
5月8日（月）13時から市役所501・502・503会議室で開催する。

- ・行政区長会視察研修について
5月8日（月）～9日（火）にかけて実施。春日市自治会連合会、エコポート九州へ視察。
出欠の連絡を4月17日（月）までに回答願う。

- ・懇親会について
18：00～花見の源寿司にて行う。
このまま懇親会へ直接参加する方は、資料に個人情報があるのでまちづくり推進課で預かる。
懇親会后、明日10：00～11：00、もしくは来週平日以降に受け取り願う。